

第 8 章 図書館について

提言

- 1 選書や整理の事務事業分析、効率化によって司書を数名程度削減することは可能である。
- 2 移動図書館事務及び書類搬送事務事業は、非効率であり、仮に維持するとしても運転手業務は外部委託を検討すべきである。
- 3 図書館に関し、指定管理者制度の採用を行なわないで直営を維持していく場合であっても、正規職員の非正規化への転換を中期的には実施すべきである。これにより約 1 億円の経費削減が可能である。
- 4 岡山市立図書館は、岡山県立図書館との協調、棲み分けを実行して経費節減を行なうべきである。

第 1 岡山市立中央図書館の概要

1 岡山市立中央図書館の概要

岡山市立中央図書館は、J R 岡山駅から南東に約 3 キロメートル離れた場所に在り、また岡山市庁舎から約 2 キロメートル離れている。この概要は次のとおりである。

(表 8-1)

番号	内容	内容の回答
1	施設名称	岡山市立中央図書館
2	所管部署	教育委員会生涯学習課
3	所在地	岡山市二日市町 56 番地
4	現在地設置年	昭和 58 年
5	設置根拠	図書館法、岡山市立図書館条例
6	設置目的	市民の教育と文化の発展に寄与する
7	管理運営形態	直営
8	配置職員数	34 名
9	敷地面積	9,143 m ²
10	建物延面積	6,415.49 m ² 床面積 1階 2,649.73 m ² 2階 2,448.84 m ² 3~5階 1,316.92 m ²
11	建物の構造	構造 鉄筋コンクリート造 2階建 (一部 4階建)
12	駐車場	駐車場 (第 1) 39 台 1,538.00 m ² 駐車場 (第 2) 28 台 835.00 m ² その他駐車場を含め合計 280 台
13	駐輪場	自転車置場 100 台
14	工期	着工 昭和 57 年 5 月 26 日 完工 昭和 58 年 3 月 31 日
15	総事業費	2,227,900,000 円で 財源内訳 国庫補助金 200,000,000 円 県補助金 100,000,000 円 市債 1,382,000,000 円 一般財源 545,900,000 円

2 建物の利用区分など

(1) 1F 床面積 2,649.73 m²

室名	内容	面積 (m ²)
① 一般開架コーナー	約 100,000 冊	1,305.41
② 新聞雑誌コーナー		
③ CDコーナー	20 席	48.80
④ 児童コーナー	約 30,000 冊	496.46

⑤	身体障害者専用入口		
⑥	児童用便所		10.50
⑦	おはなしのへや	移動壁	20.07
⑧	中央カウンター		55.74
⑨	奉仕作業室		68.55
⑩	管理室	集中管理、常駐	14.04
⑪	移動図書館車庫		180.49
⑫	移動図書館用書庫	約 30,000 冊	160.61
⑬	作業用エレベータ	定員 9 名 600kg	
⑭	身体障害者用 エレベータ	定員 13 名 900kg	
⑮	対面朗読室		13.25
⑯	身体障害者用便所	男女共用	13.50
⑰	便所	男女別	32.00

(2) 2F 床面積 2,448.84 m²

室名	内容	面積 (m ²)
① 会議室	約 30 席	81.90
② 視聴覚ホール	約 180 席	186.00
③ 調整録音室		11.93
④ 映写室		16.92
⑤ 視聴覚資料室		33.10
⑥ 視聴覚ライブラリー事務室		17.42
⑦ 便所	男女別	36.00
⑧ 身体障害者用便所	男女共用	
⑨ 休憩室		26.04
⑩ 災害時避難口	すべり台	
⑪ 事務整理作業室		149.30
⑫ 館長室		67.64
⑬ 展示コーナー		88.82
⑭ 参考資料コーナー	約 10,000 冊	423.11
⑮ 郷土資料コーナー	約 35,000 冊	171.06

(3) 閉架書庫

層	内容	面積 (m ²)
2 層		369.13
3 層	(電動集密書架)	369.13
4 層		369.13

(4) 建物の利用状況について

建物 2 階は、吹き抜け部分があり通路部分も広く開放的ではあるが、本が増えていることを考慮すると効率的に利用がなされているとは言いがたいし、2 階の事務整理作業室が執務人員に比較して 149.30 平方メートルと広く、また館長室も広すぎるとい構造になっている。上場企業の社長室でも館長室ほど広い面積が必ず確保されているものではない。

また閉架書庫が建物全体の面積に比較して狭すぎる構造であり、監査人が現地を見た際には書棚に収容できず床に置かれたままの書籍類も有った。

(5) 平成 19 年度の岡山市立中央図書館の開館日数は 278 日、個人貸出数は 18 万 7,908 人、貸出冊数は 143 万 5,545 冊であった。蔵書冊数は 76 万 6,380 冊である。

(6) 竣工以降約 25 年が経過しており補修の必要性について検討されているということであるが、緊急性については監査によるも明確には認定できなかった。

3 幸町図書館の概要(末尾資料②参照)

(1) 岡山市の中心部に岡山市立中央図書館の地区館として幸町図書館がある。

① 工期

ア 着工 平成 2 年 3 月 24 日

イ 完工 平成 4 年 1 月 31 日

② 規模

ア 敷地面積 1,265.00 m²

イ 建築面積 945.73 m²

ウ 延床面積 5,996.41 m²

エ 図書館 2,599.29 m²

1 階～3 階部分

オ 床面積

(ア) B2 514.26 m²

(イ) B1 1,136.08 m²

(ウ) 1 階 818.42 m²

(エ) 2 階 924.56 m²

(オ) 3 階 856.31 m²

(カ) 4 階 852.84 m²

(キ) 5 階 821.52 m²

(ク) 6 階 72.42 m²

(ケ) 駐車場 30 台 (昇降式)

③ 構造 鉄筋コンクリート造

地下 2 階地上 5 階 (一部 6 階) 建

④ 総事業費 3,422,859,019 円

財源内訳

ア 市債 2,309,500,000 円

イ 一般財源 1,113,359,019 円

(2) 平成 19 年度の幸町図書館の開館日数は 274 日、個人貸出数は 23 万 5,722 人、貸出冊数は 108 万 6,641 冊であった。蔵書冊数は 18 万 2,769 冊である。

(3) 幸町図書館は、昭和 58 年に全市域をカバーする生涯学習の拠点として中央図書館が整備された際に従来の本館を幸町図書館と改称し市中心部の地区館として残したもので、平成 4 年の建替にあたっては、ビジネス地区の図書館として一般書・雑誌・AV など視聴覚資料を充実させて特徴としている。又、現在では 20 時まで開館している。

地区館は他に 2 館有る。

第 2 岡山市の図書館全体の概要

1 地区館及び分館

岡山市には中央図書館のほか 9 か所に地区館及び分館がある。足守、御津、灘崎町、建部町及び瀬戸町の分館は、岡山市と合併する以前の町の図書館としてあったものである。

(表 8-2)

岡山市立中央図書館	岡山市二日市町 56 番地	中央館
岡山市立幸町図書館	岡山市幸町 10 番 16 号	地区館
岡山市立西大寺図書館	岡山市向州 1 番 1 号	〃
岡山市立浦安総合公園図書館	岡山市浦安南町 493 番地の 2	〃
岡山市立伊島図書館	岡山市伊島町二丁目 9 番 38 号	分館
岡山市立足守図書館	岡山市足守 718 番地	〃
岡山市立御津図書館	岡山市御津字垣 1629 番地	〃
岡山市立灘崎町図書館	岡山市灘崎町片岡 186 番地	〃
岡山市立建部町図書館	岡山市建部町福渡 830 番 1	〃
岡山市立瀬戸町図書館	岡山市瀬戸町下 188 番 2 号	〃

岡山市の旭川を越えた北東部の高屋地区の公民館に隣接して地区館を建設するという構想があったが、平成 14 年 5 月に実質的に見直されている。現在の岡山市の財政状況と直営体制の内実と照らすと、建設しないで来たことは適切である。なお東京都荒川区では公民館と図書館が同じ建物内に所在していることは後記のとおりである。

2 休館日・開館時間

(表 8-3)

館名	開館 日数	休館日				開館時間
		月曜日	水曜日	第2日曜日	祝日	
市立中央図書館	278	○		○	○	10時～18時 木曜日は11時～19時
幸町図書館	274	○		○	○	10時～20時 土・日は10時～18時
西大寺図書館	274		○	○	○	10時～18時、足守は 日曜日は17時まで
浦安総合公園図書館	273	○		○	○	
伊島図書館	227	○	○	○	○	
足守図書館	287		○		○	
御津図書館	277	○		○	○	
灘崎町図書館	273	○		○	○	9時～17時
建部町図書館	273	○		○	○	10時～18時
瀬戸町図書館	273	○		○	○	10時～18時

休館日としては、上記のほかに12月28日から1月4日、館内整理期間などがある。

3 岡山市立図書館の利用実績

- (1) 平成17年度ないし平成19年度の中央図書館の入館者数は、
 平成17年度 43万1,750人 (1日当たり1,570人×275日)
 平成18年度 42万7,988人 (1日当たり1,562人×274日)
 平成19年度 43万900人 (1日当たり1,550人×278日)
 であって横ばいである。

なお、入館者というのは施設内に入った人数ということであり、ゲートでセンサーによりカウントされる(監査人のような訪問者もカウントされる)。この点は、次表で個人貸出人数が平成19年度に18万7,908人であるのに対して入館者数が43万900人であることから理解できる。

- (2) 平成19年度の利用者総数と貸出冊数に注目した数値は次表のとおりである。

(表 8-4)

	開館 日数	個人貸出人数			個人貸出冊数				
		一般	児童	計	一般	児童	A V	相互 貸借	計
中央	278	176,214	11,694	187,908	1,031,991	350,425	51,922	1,207(注)	1,435,545
幸町	274	223,812	11,910	235,722	601,578	195,921	288,627	515	1,086,641
西大 寺	274	49,210	1,935	51,145	218,628	100,084	12,096	98	330,906
浦安	273	45,366	3,444	48,810	201,552	122,263	15,801	211	339,827
伊島	227	39,717	4,658	44,375	154,422	93,039	138	258	247,857
足守	287	3,564	1,266	4,830	11,662	4,142			15,804
御津	277	9,679	2,017	11,696	33,624	19,858	5,931	19	59,432
灘崎	273	17,927	2,584	20,511	66,702	43,929	4,474	10	115,115
建部	273	5,034	742	5,776	13,655	2,976	995	48	17,674
瀬戸	273	13,941	3,412	17,353	44,566	12,669	1,363	153	58,751
BM	—	9,260	3,416	12,676	57,509	44,838	118		102,465
公民 館	—	31,381	16,948	48,329	90,002	60,626			150,628
計	—	625,105	64,026	689,131	2,525,891	1,050,770	381,465	2,519	3,960,645

(注 1) 他の図書館からの借用のうち、中央図書館には障害者用の資料など 706 点を含む。

(注 2) BMとは移動図書館のことである。

(3) 個人登録者数について

平成 19 年度に個人貸出人数が 68 万 9,131 人も居たというが、これは延べの人数であり同一人が何度も貸し出しているので、図書館として登録者数を把握しているものが 8 万 4,829 人である。

(表 8-5)

	個人登録者数(注)	内訳				団体貸出		他館への貸出
		新規登録者数	継続登録者数(3)	一般	児童	登録利用団体	貸出冊数	
中央	26,242	3,229	23,013	23,907	2,335	214	13,470	1,570
幸町	21,645	2,565	19,080	20,108	1,537	129	4,077	
西大寺	6,214	661	5,553	5,844	370	40	1,378	
浦安	7,489	997	6,492	6,697	792	24	1,012	
伊島	4,995	678	4,317	4,280	715	18	488	
足守	500	—	—	335	165			
御津	1,612	509	1,103	1,292	320	18	1,892	
灘崎	2,987	1,079	1,908	2,474	513	19	1,786	
建部	528	139	389	439	89	9	680	
BM	2,769	477	2,292	1,821	948	14	6,903	
公民館	8,115	—	—	4,957	3,158			
計	84,829	—	—	—	—	494	32,347	1,729

(注1) 建部町と瀬戸町の分館は、コンピュータシステムが統合されていないので、個人登録者数には重複者が含まれている可能性を排除できない。

(注2) 登録者数というのは、年度内に一度でも図書の貸出を利用した人数であり、延べ人数の個人貸出人数とは異なる。

(4) 延滞率及び喪失率

図書館の説明では、「蔵書の返却期日に遅れた延滞率は、平成19年度には延滞冊数は1万2,261冊で蔵書冊数に対する比率は1.58パーセントである。また平成19年度の蔵書の喪失、紛失、不明冊数は2,255冊で0.29パーセントである。

第3 岡山市立中央図書館の行なっているサービスの内容

1 サービスの内容

(1) 貸出サービス

個人への貸出と団体（施設・団体）貸出を実施している。貸出として

- ① 図書館施設での貸出
- ② 移動図書館での貸出
- ③ 公民館図書コーナーでの貸出

がある。

- (2) 館内閲覧・複写サービス
- (3) 読書案内、予約・リクエストサービス
 - ① 読書案内

本についての相談に応じる。資料が見つからない時には書架まで案内したり、一緒に資料を探す。
 - ② 予約サービス

ア 資料が貸し出し中の場合は予約をしてもらう。

イ インターネットからも図書館の蔵書検索が可能で予約もできる。
 - ③ リクエストサービス

所蔵がない場合は、購入あるいは他の図書館から取り寄せて利用者の要望に応える。
- (4) レファレンスサービス

様々な課題に対応するため、調べ物に必要な資料を揃えるとともに、課題解決に必要な資料を案内する。資料がない場合は、他の図書館、機関へ照会する。インターネットを利用して調査する。また、山陽新聞、朝日新聞、日経テレコン等の有料データベースも活用している。
- (5) 児童に対するサービス

子どもを本へ誘うために紙芝居、おはなし会、人形劇など様々な行事を定期的実施している。
- (6) 障害者に対するサービス

目の不自由な方に対しては、音訳ボランティアが録音図書を作成し、それを貸し出している。目の不自由な方に対しては、ボランティアが対面朗読を実施している。拡大読書器、大活字本を購入している。

身体の不自由な方に対しては、移動図書館による身体障害者配本を実施している。
- (7) 講座、集会・行事を催すこと

読書会、映画会、講座、子どもの行事、講演会などを定期的実施している。
- (8) 展示

図書館が所蔵している貴重資料の展示を中心に行っている。

2 岡山市の図書館の特徴

岡山市の図書館の特徴は下記のとおりであると説明された。

記

- (1) 蔵書数は県内の公立図書館の中で最も多い。本だけでなく、一般雑誌のタイトル数、所蔵数も充実している。またCD、ビデオ等のタイトル数も最も多い。
- (2) 郷土資料として岡山に関する郷土資料、地域資料は、特に収集にも力を入れており、県内で最も充実している。特色として燕々文庫、国富文庫、藤原文庫などの

貴重資料も所蔵しており、全国からの問い合わせも多い。岡山市出身の児童文学者の坪田譲治が所蔵していた資料を遺族から譲り受けた坪田文庫もある。障害者ボランティアの育成に力を入れており、自館で作成している録音図書のタイトル数も多い。

図書館でも子育て支援コーナーを設置し、子育てに必要な資料を一箇所に集め、資料を探しやすくするなどの工夫に努めている。保護者に読書の大切さを理解してもらうために、当市の保健福祉局とも連携して絵本読み聞かせ体験等も実施している。

- (3) 他都市の図書館に比べてサービスが不十分だと自己診断している点は、図書館電算システムであり、岡山市と合併した地区に所在する建部町図書館及び瀬戸町図書館のシステム統合が未了であり平成 22 年頃を想定していること、行政支援サービス、行政に対する資料提供が十分にできていないこと、インターネットを活用したサービスは利用可能な端末数が少なく十分でないこと、利用可能な有料データベースの数が少ないこと、外国人に対するサービスが十分でないことなどである。

3 岡山市立中央図書館のサービスについての注釈

監査人が、質問した事項に対する岡山市立中央図書館の回答は次のとおりであった。

- (1) 質問 いわゆるビジネス支援サービスを実施しているか。
回答 ビジネス支援サービスとは銘打っていないが、通常の業務の中でレファレンス、資料提供、情報提供を行い、市民のあらゆる問合せに対応している。
注釈 模範答弁ではない。
- (2) 質問 ホームページ、インターネット予約の内容ですが視聴覚資料は、館内の検索機械やホームページで予約できるか。
回答 館内の検索機械で資料情報を取り出し、カウンターで予約の手続きを行っていただくことになる。A V・雑誌は、インターネット予約の対象としていないため、現在は予約できない。
- (3) 質問 貸し出し中の図書館資料(雑誌や視聴覚資料)の貸出期間延長は館内の機械もしくはホームページもしくはインターネットで可能か。
回答 貸出期間の延長は、次順位の貸出希望を優先するための確認が、システム上自動的に出来ないため、電話で対応している。
- (4) 質問 予約した場合に、自分が予約者の何番目かをホームページ上で可能か。
回答 予約時であれば、当該資料に現在予約が何件あるのかを確認出来る。
注釈 予約時以降には確認が出来ない、進捗状態を確認できないということである。
- (5) 質問 ホームページやインターネットで予約する場合に1点毎に券番号とパスワードを入力する方式の予約しかできないのか。それとも複数

点の一括予約が可能か。

回答 現行のシステムでは一括予約ではなく、1点毎に予約する仕様になっている。

(6) 質問 新着図書に関して、貸出さないという猶予期間を定めているか否か、定めている場合はその期間。

回答 雑誌については、最近号について貸出制限を行っている。

図書館の回答を先進的な他都市の図書館のシステムと比較すると、岡山市の図書館のIT化にも格別の優位性は無いようである。

4 岡山市立図書館全体の統計数値

岡山市立図書館の現状を知るために必要な数値を表にしたものが次表である。

(表 8-6)

番号	指標の内容	17年度	18年度	19年度
1	中央図書館貸出冊数	1,406,073	1,420,638	1,435,545
2	幸町図書館貸出冊数	1,090,392	1,074,742	1,086,641
3	移動図書館貸出冊数	99,534	102,143	102,465
3	貸出冊数総計	3,866,363	3,894,157	3,960,645
4	個人登録者数	92,921	88,714	84,829
5	視聴覚資料貸出点数	409,392	389,647	381,465
6	身体障害者家庭配本数	983	1,274	1,286
7	予約数	352,818	366,722	404,683
8	中央図書館 2 階カウンターでの読書案内、レファレンス受付数	753	642	4,508
9	その他の場所での読書案内、レファレンス受付数	統計無し	統計無し	35,844
10	読書案内、レファレンス総数	753	642	40,352
11	蔵書冊数	1,331,498	1,423,325	1,451,285

5 監査人の評価、判断

- (1) 岡山市立図書館の行なっているサービスには、他都市の図書館に比較して特別の優位性は無い。
- (2) 図書館の生き残り策に関連して貸出サービスのほかに子育て支援サービス、行政支援サービス、ビジネス支援サービスを標榜する動き、ないし論争があったことは周知のとおりである。
- (3) 図書館では「子育て支援を行なう」といっても資料、本の整備と読書体験を子ど

もに習慣づけることであり、保育などが出来るものではなく支援の実態は限定的であることは言うまでもなく、岡山市の図書館での実績は何処の図書館でも標榜している程度であり、それを凌駕するものではない。

- (4) 起業に関連してのビジネス支援サービスということが強調されたが、起業が簡単であるはずはないし、商工会議所、県、民間コンサルタントなどの競合者は幾らでもいるのであり、図書館及び図書館職員が競合者と比較して優位性を保持しているとは全く考えにくい。岡山市の図書館では、そういうサービスは行なっていないし、今後も出来るとは考えられない。
- (5) 図書館が岡山市役所などの行政ないし職員を支援することは意味があるが、岡山市の庁舎と離れた位置に立地していることで利便性が劣ることは明白であり、職員が調べものをするために利用しにくい(岡山市役所では本庁舎内に資料室があるが、この効率は別途に問題となろう)。

東京都千代田図書館は千代田区役所が入居している合同庁舎建物の 2 フロアに設置されているし(末尾資料③、④参照)、浜松市の中央図書館は庁舎の近くに立地していることと比較すれば岡山市立図書館の行政支援の実態及び機動性は乏しい。

なお、浜松市立中央図書館駅前分室は、指定管理者制度を導入しているが、浜松駅に近接するビル内に置かれている(末尾資料⑤参照)。

- (6) その点で近年、岡山県立図書館(末尾資料⑥)が岡山県庁の隣に新設されたことは利便性を考慮していると考えられるが、政令指定都市となる岡山市立中央図書館と岡山県立図書館が競合して実質的に二重投資となることは避ける必要がある。岡山市立図書館は、「図書の購入や保存について県立図書館と協議連携を行なっている」と説明するが、幾らのコストダウンを目標としているとか実現したという具体的な提示、説明が定期的に来るようにはすべきである。

栃木県足利市は市立図書館を設置していないが市内に県立図書館を擁しているとのことである(日本経済新聞社編、「地方崩壊再生の道はあるか」、175頁)。

岡山市が政令指定都市となり、新規に教員の採用権限等を岡山市が持つことになることほか、岡山市教育委員会の職責は重くなるし、図書館を所管する教育委員会以下はより広い視点と考え方を持ち実行する必要がある。数年前に巨額の予算を投下して新築された岡山県立図書館と岡山市の図書館の役割分担を明確にし、岡山市立図書館全体の経費の節減についての数値に入った実行計画を立てることは必要であり不可避である。

「県民に奉仕する」とか「市民に奉仕する」という建前や名目の区分で連携を行わない口実づくりをしたり説明をするのではなく、選択と集中の観点から事務事業の分担ということを具体的に行なうことが肝要である。

第4 岡山市立中央図書館の職員の組織図と職位の構成

1 岡山市立図書館の職員の配置

岡山市立図書館全体の職員の職種と配置の内訳は末尾資料⑦のとおりである。

2 岡山市立図書館の職員の構成

(1) 正規職員と非正規職員の構成は次表のとおりであり、正規職員数が多いことが特徴である。平成19年度は54.5パーセントである。

(2) 「日本図書館協会が毎年発行している日本の図書館に掲載された数値を基に計算すると、公共図書館に占める臨時職員、非常勤職員の割合は、1971年の7.4パーセントから2005年には48.1パーセントに増加している」とのことである(渡邊斉志、「司書職制度の限界」、勁草書房、公共図書館の論点整理の84頁以下参照)。

(表8-7)

番号	内訳	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年
1	正規職員数	36	35	35	35	38	36	36
2	非正規職員数	20	24	24	24	25	31	30
3	合計	56	59	59	59	63	67	66

※含む ライブラリー職員

3 中央図書館の組織図

岡山市立中央図書館と幸町図書館の組織図は次表のとおりである。

他の図書館は配置人数が少ないので省略した。

(1) 岡山市立中央図書館

(表 8-8)

(平成 19 年 5 月 1 日現在)

中央図書館	34 名 館長 (事務職)	┌ ├ └	館長補佐 (事務職)	庶務 (2 階) 1 名 主事 1 名
			主査 (司書職)	一般・児童 (1 階) 14 名 司書 (主査 1 主任 1 司書 5) 7 名 再任用 1 名 嘱託司書 2 名 嘱託 1 名 臨時 3 名 レファレンス・郷土資料 (2 階) 3 名 司書 (主任 2) 2 名 嘱託 1 名 整理 (2 階) 3 名 司書 (主査 1 主任 1 司書 1) 3 名 移動図書館 7 名 司書業務 (司書 1 嘱託司書 1 臨時 1) 3 名 運転業務 (主任 2 技師 1) 3 名 回送業務 (主任 1) 1 名 視聴覚ライブラリー 3 名 嘱託司書 1 名 嘱託 2 名
(2) 地区館				
幸町図書館	15 名		館長 (司書職)	児童 (1 階) 2 名 司書 1 名 嘱託司書 1 名 一般 (2 階) 8 名 司書 (主査 1 司書 3) 4 名 嘱託司書 3 名 臨時 1 名 A V (3 階) 3 名 司書 2 名 嘱託司書 1 名 回送業務 主任 1 名

4 図書館の館長について

図書館関係者には、古くから「館長が司書の資格者であること」を要求する運動があり、監査人はそのような意見は既に克服されていると判断しているが、岡山市では、現在の館長は司書資格者ではない。館長は、図書館のマネジメントをする立場であり、司書の資格を有する必然性は無い。直営である滋賀県立図書館や浦安市立図書館の館長は外部から招聘された実績がある。大学(例えば山形大学)や病院でも、「経営者」は生え抜きの教授であるとか医師でなければならないという時代ではない。

なお後記のとおり、東京都荒川区の図書館は 5 館あるがその館長は、係長相当の一般職員である。

5 司書の年齢別構成など

中央図書館には司書は 26 名(男性 9 名、女性 17 名)いるが、その構成は次表のとおりである。

(表 8-9) (平成 20 年 4 月 1 日現在)

年齢	人数
50 歳以上	4 名
40～49 歳	11 名
30～39 歳	9 名
30 歳未満	2 名

なお正規職員としての勤続年数と公立図書館での司書としての勤続年数は一致していない。

6 まとめ

(1) 中央図書館の職員は正規職員 21 名、非正規職員 13 名の合計 34 名である。組織図と職員構成表を総合して判ることは、

- ① 管理関係が 4 名(館長、館長補佐、主査、庶務 1 名)
- ② 貸出関係が 14 名(正規職員 7 名、非正規職員 7 名)
- ③ レファレンス、郷土資料関係が 3 名(正規職員 2 名、非正規職員 1 名)
- ④ 整理関係が 3 名(正規職員 3 名)
- ⑤ 移動図書館関係が 7 名(正規職員 5 名、非正規職員 2 名)
- ⑥ 視聴覚ライブラリー関係が 3 名(非正規職員 3 名)

というように、職務を分担していることが判る。

(2) 上記のとおり移動図書館関係に 7 名が配置され、しかも正規職員 5 名によって担当されており、運転手がそのために配属されているもので他の業務と比較して高コスト体質であることが推察される。民間の考え方からすればなぜ運転手が専任としてあり、司書自らが運転する 1 人 2 役を貫徹できないのか疑問である。

第 5 図書館の一般的な業務内容

一般的に図書館の業務は次のように分類されている。次表の岡山市の行政サービス基本台帳の事務事業の分類と完全には一致するものではない。

(表 8-10)

番号	業務の区分	業務の内容
1	館長業務	全体マネジメント、スタッフ管理、部局との調整
2	総務・企画業務	ホームページの運営、ニュース等の発行、顧客管理、経理、ボランティア、読書会等の企画運営、移動図書館
3	カウンター業務	案内、貸出、返却、予約、登録、レファレンス

4	蔵書の管理	配架・書架整理、蔵書データ管理、選書、発注、受入れ、データ入力、デジタル化、装備、除籍、廃棄、リサイクル
5	施設の管理	設備備品管理、清掃、保守点検、警備、植栽
6	付帯施設の運営	コピー機、自動販売機、駐車場、駐輪場

(業務の区分と内容は、東洋経済新報社発行、野村総合研究所パブリックサポートサービス研究会著のパブリックサポートサービス市場ナビゲーターの70頁を参照して作成した)

第6 岡山市立図書館の行政サービス基本台帳

岡山市の図書館の事務事業が効率的に行なわれているかを検討するには、いわゆる事業仕分けがなされて行政サービス基本台帳が作成されているので、これを素材として検討するのが最適である。

1 岡山市立中央図書館の平成18年度、平成19年度の行政サービス基本台帳の内容

- (1) 岡山市立中央図書館の平成18年度、平成19年度(予算ベースであり実績ではない)の行政サービス基本台帳(課別総括表)の内容は次表のとおりである。

所要時間は予算事務事業という予算がついている事務事業に要する時間が、平成18年度が8万6,379時間、平成19年度が10万5,780時間、予算がついていない人件費のみの事務事業の所要時間は平成18年度が2万5,531時間、平成19年度が1万2,369時間の合計11万8,149時間となっている。

平成18年度の概算総合計時間は11万1,910(86,379+25,531)時間で、平成19年度の概算総合計時間は11万8,149(105,780+12,369)時間である。

予算がついている事務事業の概算トータルコストは平成19年度が5億4,534万9,000円であるから10万5,780時間で単純に割り算すると1時間当たり5,155円である。

- (2) 「平成18年度所要時間」というものは、図書館が実績であると説明している時間である。事務事業所要時間の合計は90,570時間である。
- (3) 平成18年度の行政サービス基本台帳の数字では、事務事業の統括に関する事、資料の保存、廃棄、書庫の整理に関する事、レファレンスに関する事、視聴覚教材に関する事、視聴覚教材、機器に関する相談への対応、地区館分館の事務事業の統括に関する事、郷土資料等の収集閲覧整理保存に関する事が、どれも人件費のみの事務事業に分類されていた。

(表 8-11)

(単位：千円)

番号	細事業名	19年度 所要時間	19年度 所要人	19年度 概算トータル コスト	18年度 概算所要 時間	18年度 所要時間
1	図書館施設管理業務	487	0.2	71,962	390	683
2	市民への資料提供(図書館資料の閲覧、貸出・返却、予約等)	50,146	25.7	128,700	52,606	53,074
3	図書館資料の選書・収集業務	10,153	5.2	164,349	8,563	8,563
4	図書館資料の整理、受入業務	6,955	3.6	29,259	4,319	4,319
5	移動図書館業務	11,133	5.7	28,997	11,156	11,156
6	地区館、分館等との資料回送と本庁等との書類の搬送業務	4,009	2.1	15,983	4,132	4,132
7	障害者サービス	616	0.3	3,165	619	619
8	講座、講演会、おはなし会等の行事	2,839	1.5	8,169	4,029	4,029
9	日本図書館協会、県図書館協会関係	260	0.1	1,238	304	304
10	資料の修理	996	0.5	3,302	156	156
11	パンフレット・ホームページ作成等広報業務	2,050	1.1	6,818	103	103
12	図書館電算システム管理業務	923	0.5	33,499		0
13	資料の保存、廃棄、書庫の整理に関すること	3,205	1.6	10,511	3,370	0
14	レファレンスサービス	7,556	3.9	25,427		
15	子どもの読書活動推進計画に関すること	971	0.5	3,487		0
16	視聴覚教材・機器の収集整備と貸し出し	1,765	0.9	5,776		1,404

17	ビデオ・コンピュータ関係研修講座の企画・開催	546	0.3	1,824		702
18	視聴覚教材の制作とその保守管理及び提供	156	0.1	958		234
19	映画会の企画・開催	546	0.3	1,103		546
20	ビデオ・コンピュータに関する市民サービス(個別対応)	156	0.1	245		234
21	広報事業及び他のライブラリーとの連携	312	0.2	577		312
22	事務事業所要時間と概算事業費合計	105,780	合計 54.6人	545,349	86,379	90,570
23	庶務に関すること	4,745			3,558	
24	国・県・他市町村に関すること	195			97	
25	統計・調査に関すること	700			206	
26	人事管理に関すること	959				
27	ビデオシアターの運営	566				
28	図書館運営の企画立案に関すること	353				
29	予算及び決算に関すること	2,584			4,201	
30	議会対応に関すること	487			195	
31	視聴覚教材・機器に関する相談への対応	109				
32	教育委員会、他部局との連絡・調整に関すること	683				
33	企画展示に関すること	410				
34	職員の勤務ローテーションに関すること	578				
35	事務事業の統括に関すること				2,169	
36	資料の保存、廃棄、書庫の整理に関すること					

37	レファレンス				7,514	
38	視聴教材、機器に関する 相談対応				0	
39	地区館、分館の事務事業 の統括				1,941	
40	郷土資料の収集、閲覧、 整理、保存				2,276	
41	人件費のみの事務事業 の見込所要時間	12,369			25,531	
42	見込時間外勤務時間	3,141			3,426	
43	見込時間外勤務手当金 額	8,311,000 円			9,234,000 円	

2 監査人による注釈

(1) 平成 18 年度と平成 19 年度を比較すると、

- ① 市民への資料提供が 53,074 時間から 50,146 時間へ 2,928 時間減
- ② 図書館資料の選書、収集業務が 8,563 時間から 10,153 時間へ 1,590 時間増
- ③ 講座等の行事が 4,029 時間から 2,839 時間へ 1,190 時間減
- ④ 資料の修理が 156 時間から 996 時間へ 840 時間増
- ⑤ 広報業務が 103 時間から 2,050 時間へ 1,947 時間増
- ⑥ 資料の保存、廃棄も整理が 0 時間から 3,205 時間へ 3,205 時間増
- ⑦ レファレンスサービスが 0 時間から 7,556 時間へ 7,556 時間増
但し、人件費のみの事務事業として平成 18 年度に 7,514 時間計上していた
- ⑧ 子どもの読書推進計画等が 0 時間から 971 時間へ 971 時間増
- ⑨ 視聴覚教材等が 546 時間から 156 時間へ 390 時間減
- ⑩ 庶務に関することが 3,558 時間から 4,745 時間へ 1,187 時間増
- ⑪ 事務事業の統括に関することが 2,169 時間から 0 へ 2,169 時間減
- ⑫ 地区館、分館の事務事業の統括に関することが 1,941 時間から 0 へ 1,941 時間減

となっていることがわかる。

(2) レファレンスサービスについて、平成 18 年度に 0 時間であったものが突然に出現していることについては、「統計の考え方の変更」という回答しか想定されない。

(3) 7,514 時間の根拠資料に関して、平成 18 年度の前年度の平成 17 年度の裏づけ資料の有無を質問したところ、後記のとおり「平成 17 年度、平成 18 年度は中央図書館 2 階以外について資料は無い」というのが図書館からの回答であるから、平

成 18 年度の 7,514 時間についても確認できないことに帰し問題である。

第 7 岡山市立図書館の事務事業の分析

1 市民への資料提供事務について

(1) 平成 19 年度予算ベースで最多所要時間とされているのは市民への資料提供(図書館資料の閲覧、貸出・返却、予約等)の 50,146 時間であり、これに要する概算トータルコストは 1 億 2,870 万円である。平成 18 年度の実績は、事業費として予算がついている平成 18 年度の決算額 1,074 万 5,000 円の内 824 万 5,000 円は賃金(臨時職員に対して支払われるものを行政では賃金と呼称する)であり、また市民への資料提供事務の所要人数 27.2 人の人件費が 1 億 2,473 万 6,000 円と合計したものが民間での考え方、算定方式で言う総人件費であったということになる。

(2) そして所管課(中央図書館のことである)の自己評価は、

① 費用対効果 「高」

② 評価の理由

「貸出冊数は中核市の中でトップクラスであり、職員 1 人当たりの貸出冊数も最も多い」

③ 事業の改善点 「なし」

④ 所管局の仕分け評価

「市民への図書館資料の提供は、図書館の中心的業務であり、市が責任を持つべき業務である。また、図書館法で無料の原則が定められており、収益的業務でないため民間にはなじまない。正規職員だけでなく、嘱託職員、臨時職員による運営を行い、最小限の経費で最大限の効果を発揮できるよう努力している。現行どおり今後も市が責任をもって実施していくべきである」

というものであり、現状肯定というか自己満足度の高い評価をしている。

(3) 「岡山市が責任を負担すること」と「やり方の改善方策が無い」ということは結びつかない。図書館の窓口事務は委託することが可能であり、例えば浜松市立中央図書館の窓口事務は平成 19 年度に委託されており、平成 18 年度に人件費として 4,044 万 6,000 円を要していたものが、委託後には、正規職員 2 名及び非常勤職員 9 名が削減され、契約委託料金が 3,042 万 9,000 円となって 1,001 万 7,000 円の支出が削減されている。従って、事業の改善点が無いというような結論を簡単に導くことは妥当ではない。

2 図書館資料の選書、収集業務について

(1) 図書館資料の選書、収集業務というのは、図書とか雑誌を購入することであり、これに要する 1 億 6,434 万 9,000 円の内約 1 億 3,000 万円は書籍等の購入費用として予算化されているものであるから、残りの 3,000 万円程度が人件費ということになるだろうが、平成 18 年度の決算額が所要人数は 4.4 人で概算人件費が 3,075 万

4,000 円であったものが、平成 19 年度が 5.2 人に増加している。図書館の説明によれば選書等は、

- ① 新刊案内等、選書ツールによって選択
- ② 書店や出版社からの現物見計らい、資料案内等のパンフレットによって選択
- ③ 新聞や雑誌等の書評を読んで選択
- ④ 書店で現物を見て選択
- ⑤ 利用者からのリクエストによって選択

という、通常の説明しかなされていない。

- (2) 1 億 3,000 万円の図書等の購入に 5.2 人が関与し 3,441 万円もの人件費を費消していることが真実だとすれば、民間の「購買業務の水準」からすると効率的であるとはとても考えられないし、無駄使いしないために慎重に選択しているという弁解に対しては、選者にかかる人件費のほうが無駄ではないかという指摘が出よう。資料の購入に行政の政治的中立性を維持する観点があるとしても、岡山市の図書館の担当者が 1 つ 1 つ悩んで強いストレスを感じつつ購入するということは無いはずである。
- (3) NPO 法人図書館の学校の理事である小川俊彦氏は、勁草書房刊、公共図書館の論点整理の「第 5 章 公共図書館の委託」において、「第二次大戦後から日本図書館協会が受託先になって、選書、収集、目録作成という業務を代行していたこと。日本図書館協会が破綻した後は株式会社図書館流通センターが、このシステムを確立し、多くの図書館が使用していること。」を指摘し、「ちなみに 2007 年のいま、図書館向けの新刊案内(ほぼ毎週刊)がいくつか出されているが、8 万点近いと言われている出版点数のうち、図書館向けに限るということで掲載分は 5 万点ほどとなっている。その意味では新刊情報は、すべての出版物に目を通せるものとして作られているものではない。また、見計らいと称して、新刊本を書店が図書館に運び込み、現物を手にとって選んでもらうというシステムがある。」として、各地の図書館がこれを利用していることを説明している。
- (4) このように、多数の図書館では大半はほぼ自動的に評価してかまわない形態で販売店サイドが推薦選択して持ち込まれている図書等を購入しているものであり、岡山市の図書館で 1 万 153 時間もの所要時間がかかるということはその時間の信用性に疑問がある。

仮に毎週 1 回に開催される図書等選択会議を 5 人で構成するとしても 5 人×1 日あたり 8 時間×50 週であり計 2,000 時間で済むはずである。監査人が 50 週としているのは東京都荒川区の図書館では毎週火曜日に 5 人で選択会議を開催しているということを参考としている。

平成 19 年度に岡山市立図書館は 68,337 点の図書を購入しているが、同じ本を複数購入していることもあるし、定評確立と評価できる本も有ることは当然であ

り、この図書を買うか否かの審査、判定に長い時間がかかることは疑問がある。まして、平成 18 年度の所要時間の 8,563 時間が平成 19 年度に 10,153 時間に増加したことの合理性は無い。仮にそれが事実としたら大変に非効率であり、改革が必要であるし、改革は容易に可能である。

- (5) 上記のような判断からの監査人の疑問、質問に対する図書館の回答は、
「選書、収集業務の所要時間として、見計らいによる選書（週 1 回） 約 30 分×8 人＝約 4 時間、週刊新刊全点案内」による選書（週 1 回）約 1.5 時間×7 人＝約 10.5 時間 計 1 週間 14.5 時間×50 週＝725 時間がかかり、その他、出版社からの案内などを参考にした選書や、未所蔵資料に対する予約による選書などを随時しており、時間は不定である。」というものであった。

また図書館の回答では、

「上記に加えて整理担当者の所要時間（1 日）として 3 人が担当し、A 職員が約 3 時間、B 職員が約 1 時間、C 職員が約 1 時間で 1 日計 5 時間×278 日＝1,390 時間かかるというだけでなく、図書館資料の整理、受入業務の所要時間として、整理業務担当者 3 人の所要時間（1 日当たり）は、A 職員が約 4 時間、B 職員が約 7 時間、C 職員が約 4 時間かかる。その他、郷土資料担当者による郷土資料の受入は随時で時間不定である。」というものであった。

監査人とすれば、図書館の説明では選書と整理の関係が不明確という批判せざるを得ないが、郷土資料の受入れを除いて 3 人が 1 日計 15 時間×278 日＝4,170 時間が所要時間ということになる。結論として数字が明示されているのは 725 時間、1,390 時間及び 4,170 時間である。

- (6) 図書館の回答は、選書と整理を関連づけているから慎重を期して平成 19 年度の行政サービス基本台帳の数字である「図書館資料の選書・収集業務の 10,153 時間、5.2 人」及び「図書館資料の整理・受入業務の 6,955 時間、3.6 人」と総合比較してみたが、図書館の回答は行政サービス基本台帳の数字と整合するものでないことは多言を要しない。725 時間と 1,390 時間の合計は 2,115 時間であり、10,153 時間との乖離は 8,038 時間である。また、6,955 時間と 4,170 時間の乖離は 2,785 時間である。
- (7) 今回のような図書館の回答であれば、乖離時間の合計は 8,038 時間と 2,785 時間の合計で 10,823 時間となり、正規職員 1 人当たりの労働時間は、時間外勤務手当の章で指摘しているとおりの年間約 1,950 時間強であるから 6 人の労働時間が浮くことになり 6 人の削減を行なっても図書館業務にとって支障が無いという結論になる。「時間は不定とか未定であるが、時間が本当はかかっているのだ」というような説明は、図書館サイドとして事務事業分析が十分に出来ておらず説明責任が果たせていないことになろう。
- (8) 監査人の「選書、収納、目録作成に関して全部を岡山市立図書館が自力で行なっ

ているか。それとも外部(企業)の選書斡旋、TRC(株式会社図書館流通センター)の指定したものの納品、見計らい、印刷カード利用などを採用、実施しているか。」という質問に対しては、図書館からは「選書については、基本的に専門職の司書が出版情報や見計らい、利用者からのリクエストを参考にしながら、自力で行っている。装備については、納品時に装備を実施した図書の納入をお願いしている。また、寄贈等の場合は、図書館から業者に委託し、装備を実施している。目録作成については、雑誌、古文書等一般に流通していない資料については、図書館においてデータを作成し、流通している資料についてはTRCなどの目録データを利用することで、業務の効率化を図っている。」という回答であり、旧来からの方法を踏襲していると評価できる。

(9) ところで図書館資料の選書、収集業務についての所管課としての図書館の自己チェックでは、

- ① 費用対効果 「高」
- ② 評価の理由

「職員1人当たりの貸出冊数58,316冊は中核市の中でトップクラスである。」
というものである。

しかし、選書手続きが効率的であるかという観点とは関係の乏しい貸出冊数の多さを理由付けに出してくるのは説明として不合理であるし、このような別の一般論、総論的な根拠しか提示できないのは問題である。

3 移動図書館事務事業等について

(1) 移動図書館業務に11,133時間、資料回送、書類搬送に4,009時間かかり、これらは上記のとおり図書館の配置表によると5名の正規職員及び2名の非正規職員の計7名によって担当されている。

(2) 移動図書館の運行体制は、

- | | | |
|----------|-------------------|----------|
| ① あおぞら1号 | 3トントラックシャーシー加装型 | 1,500冊搭載 |
| ② あおぞら2号 | 軽四ライトバン | 600冊搭載 |
| ③ あおぞら3号 | 3.5トントラックシャーシー加装型 | 3,000冊搭載 |
| ④ あおぞら4号 | 軽四ライトバン | 600冊搭載 |

の4台の図書館車両があり、サービスポイント109か所、14団体、28公民館、身障者7ポイントの計158か所を月に1回当たり巡回するというものである。1日当たり約7か所という計算になる。

(3) また、資料回送業務とは、軽四ライトバン2台で、用務技士(要するに運転手)が、予約資料、返却資料の回送を行なうというものであるが、
回送体制は、

- ① 午前、午後各1回の1日あたり計2回。
- ② 中央図書館－幸町図書館－伊島分館－御津分館－建部・瀬戸分館。

- ③ 中央図書館－西大寺図書館－浦安分館－灘崎町分館。
- ④ 御津、灘崎町については週 2 回、建部・瀬戸町については週 1 回運行。
- ⑤ 足守図書館には 2 週間に 1 回、地区公民館には、週 1 回中央公民館経由で行なう、
ということである。

(4) 事務事業台帳によれば、移動図書館業務に所要の人員は 5.7 人であり、平成 18 年度の決算額は、移動図書館事務にかかった人件費が 2,740 万円及び車両関係の事業費が 85 万 3,000 円で合計 2,825 万 5,000 円であり、平成 19 年度は人件費が 2,825 万 6,000 円で車両関係の事業費が 74 万 1,000 円で合計 2,899 万 7,000 円である。

(5) 所管課の自己チェックは、

① 費用対効果 「高」

② 評価の理由

「巡回している場所の多くが市街から遠く離れた田園地帯であり、図書館施設建設よりも移動図書館巡回の方が費用対効果も高い。」

③ 事業の改善点 「あり」

「保健福祉局、関係機関とも連携を図り、効率的に業務を遂行できる体制を検討する。」

というものである。

所管局の評価は、

「市域が広く、図書館の設置が中心部に多いという現状の中で、移動図書館は市民ニーズが高い。機動性を生かして障害者、高齢者に対するサービスを展開するとともに、児童館や地域文庫等を通じて子どもに対する支援も進めていく。」
というものである。

(6) 評価の内容を検討すると、評価している根拠として必要性しか提示されておらず、相当性(効率性)や補充性(他の方法の有無)の観点からの考察が無く遺憾である。所管課が「図書館を新設するよりも安くつく」という類の別次元の比較根拠、論理を示しているのは失当である。

(7) 移動図書館の利用実績は、年間 10 万冊程度であり、岡山市の図書館の貸出冊数全体の 2.6 パーセント程度であり、またこの登録者は平成 19 年度で 2,769 人である(次のとおり公民館を含め約 1 万 1000 人であるという追加説明がなされているが)。

(8) 移動図書館が導入された 20 年前に比較して、岡山市でも周辺部の交通事情も改善されているし、移動図書館事務よりも優先度の高い事務も有りうるから(福祉関係の予算の拡充が、もつと優先されるべきだという判断もあろう)、移動図書館の維持は容易ではないと考えられる。

仮に岡山市の周辺地域に配慮したサービスが必要で移動図書館を維持するという選択をしたとしても、現実の受益者は登録者数からすると公民館を含め継続しては約1万1,000人であり計約2,900万円(10,884人という登録者1人当たり2,664円)もの税金を投下することは、図書館全体の予算、支出と比較検討すれば少数の受益者に対する事務事業として高コスト体質であるという判断は生じるはずである。

- (9) 所管課が考えているような全てを直営での現状維持ということは、岡山市よりも市域が約2倍も広い後記の浜松市も移動図書館を有しているものの、既に運転手業務を外部に委託していることに照らして検討の必要があろう。費用対効果、効率性の点から問題があることは明らかである。

4 資料回送、書類搬送事務について

- (1) 事務事業台帳によれば、資料回送業務に所要の人員は2.1人であり、平成18年度の決算額は人件費が1,556万5,000円と車両関係の事業費(燃料費)が40万5,000円であり、平成19年度は人件費が1,557万8,000円で車両関係の事業費が40万5,000円である。

- (2) 所管課の自己チェックは

① 費用対効果 「高」

② 評価の理由

「中央図書館で1日当たり平均1,000冊以上の図書館資料の回送量がある。図書館利用の増大により、搬送する資料も増えている。図書館により搬送する資料の量は異なっており、効率的な搬送体制を組んでいる」

③ 事業の改善点 「あり」

「市域が広がり、他部局とのメール便の連携等を検討する必要がある」というものである。

- (3) しかし、他の部局との連携を何時までに実施するという具体的改善の目標は設定されていない。

なお、所管局の評価は、

「複数の図書館を有する自治体において、図書館間の相互貸出、相互返却を可能とすることは、市立図書館の蔵書の有効な利用にもつながっており、利用者の利便性から不可欠である」というものであり、所管課の評価に比較しても不十分な評価しかできていない。

- (4) 要するに所管課及び所管局とも、抽象的な必要性の説明しか出来ておらず補充性(他の方法の有無)、相当性(効率性)の観点からの検討分析ができない。民間企業でもメール便制度を運営している例はあるが外注している例が多いことは公知の事実であるし、安心安全という言葉や個人情報の保護という点に縛られ、直営でなくて外部への委託を行なった場合との比較考量が出来ないとしたら妥当ではな

い。

- (5) ここでも、今この事務事業をはじめるとしたらこれが必要性、補充性、相当性、効率性の観点から現状の岡山市の財政状況のもとで税金を投入してまで行なうことが適切か、現状のやりかたで改善の余地が無いのかというゼロベースで考えることを行なうことが期待される。
- (6) 既に浜松市でも実行しているように搬送業務を民間に委託することは、格別の支障もなく容易であるし可能であり、岡山市では出来ないのかを所管課は判りやすく説明する責務があろう。

5 レファレンスサービスについて

- (1) レファレンスサービスとしての所要時間が7,556時間という数値については、レファレンスの件数が平成17年度にわずか753件(中央図書館のみ)としての統計値しか無かったこと、また平成18年度も642件として統計資料上で開示されていたものが、平成19年度は総計40,352件と激増しているのは納得性に乏しくことは既に指摘した。
- (2) 40,352件は言うまでもなく、岡山市中央図書館の年間の貸出人数18万7,908人と比較すれば、「来館者との会話、比較的単純な質問を受けて応えたこともレファレンスだ」という計上をしていることが濃厚である。
- (3) この点についての図書館の説明は、「レファレンスサービスの所要時間は内容により差があり1～2分で終わることから数日かかる場合もある。件数は平成19年度が17,217件で(口頭、電話、文書、メール)、中央図書館の2階のカウンター分は内訳があるが、その他は内訳不明である。2階カウンター分は口頭が4,182件、電話が287件、文書が34件、メールが5件で計4,508件である。」というものであり、上記の監査人の判断を左右するものではなく統計の正確性が望まれる。

第8 岡山市の図書館全体の予算の推移

1 岡山市の図書館全体の歳出予算の推移

予算の推移は、次表のとおりで、平成19年度の予算は5億7,033万2,000円である。全体としての図書館の予算は、一般会計総額、教育費の逡減に歩調を揃えて減少していることがわかる。

(表 8-12)

(単位：千円)

年 度	一般会計総額	教育費合計	図書館費	資料費	臨時措置
平成 12 年度	224,611,224	20,891,767	667,872	137,000	
平成 13 年度	213,843,453	20,657,749	650,556	137,000	
平成 14 年度	204,852,746	20,049,019	617,686	137,000	
平成 15 年度	193,649,804	17,974,071	601,068	130,000	
平成 16 年度	218,938,511	19,714,048	598,167	130,000	
平成 17 年度	226,781,635	18,232,209	593,167	137,180	御津町・灘崎町合併
平成 18 年度	210,631,510	17,952,419	584,140	131,000	
平成 19 年度	212,261,035	17,388,488	570,332	129,939	瀬戸町・建部町合併

(注) 平成 17 年度の資料費は、御津町分・灘崎町分 7,180 千円を含む。

2 平成 19 年度歳出予算と図書館の実績の数値

- (1) 岡山市の図書館の予算と図書館に関する実績指数などには次表のとおりである。
- (2) 平成 18 年度と平成 19 年度を比較すると、施設維持管理費と運営費が増加しており、反対に人件費が減少している。
- (3) なお、次表では一部を東京都荒川区の図書館と対比している。これは荒川区の図書館は 5 館体制を採用しているが、直営であるものの、平成 18 年度には平成 20 年度と異なり正規職員は館長に限っていなかったという過渡期にあり(つまり、直営を維持しながら職員の非正規職員化を推進している自治体である)、同じ直営の岡山市立図書館と比較することに意味があるからである。

荒川区の図書館の人件費、施設維持管理費等の金額は入手できていないが、公表されている事務事業分析シートから住基人口、個人貸出冊数以下の数値は得た。

(表 8-13)

記号	内訳	平成 18 年度	平成 19 年度	荒川区 18 年度
A	人件費	321,482,000	302,743,000	
B	施設維持管理費	49,585,000	52,099,000	
C	図書資料費	131,000,000	129,939,000	
D	運営費	82,073,000	85,551,000	
E	合 計	584,140,000	570,332,000	
F	住基人口	683,258	685,564	178,399
G	個人貸出冊数	3,894,157	3,960,645	1,672,802
H	市民 1 人当たり貸出冊数 (G/F)	5.7 冊	5.8 冊	9.5 冊
I	貸出点数 1 点当たりの経費 (E/G)	150 円	144 円	
J	正規職員(常勤職員)	36 人	36 人	25 人
K	非常勤職員数	26 人	27 人	66 人
L	職員合計 (K+L)	62 人	63 人	91 人
M	職員 1 人当たりの貸出冊数 (G/L)	62,809 冊	62,867 冊	18,382 冊
N	正規職員 1 人当たりの貸出冊数 (G/J)	108,171 冊	110,018 冊	66,912 冊

(注 1) 岡山市立中央図書館の 1 日あたりの入館者数は平成 17 年度が 1,570 人、平成 18 年度が 1,562 人、平成 19 年度が 1,550 人である。

(注 2) 岡山市図書館の統計等では「職員 1 人当たりの奉仕人口 (F/L)」という用語が使用されているが、職員は何も無償奉仕をしていなくて給与の支払いを受け職務として行なっているものであるから、「奉仕」という言葉が誤解される可能性があるため監査人としては「職員 1 人当たりの貸出冊数 (G/L)」という表現を用いている。

3 図書館に係る平成 18 年度、平成 19 年度歳出予算の内訳

(1) 平成 18 年度の歳出予算と内訳

① 図書館費総額	(100%)	584,140,000 円
② 人件費	(55.0%)	321,482,000 円 (1 節～4 節、除賃金分)
③ 施設維持管理費	(8.5%)	49,585,000 円 (建物修繕料+13 節 01, 03, 04, 05, 33+光熱水費=49,585,000 円)
④ 図書資料費	(22.4%)	131,000,000 円 (18 節の一部)
⑤ 運営費	(14.1%)	82,073,000 円

(2) 平成 19 年度の歳出予算と内訳

① 図書館費総額	(100%)	570,332,000 円
② 人件費	(53.0%)	302,743,000 円 (1 節～4 節、除賃金分)
③ 施設維持管理費	(9.1%)	52,099,000 円 (建物修繕料+13 節 01, 03, 04, 05, 33+光熱水費=52,099,000 円)
④ 図書資料費	(22.8%)	129,939,000 円 (18 節の一部)
⑤ 運営費	(15.0%)	85,551,000 円

4 図書館に係る平成 18 年度、平成 19 年度歳入予算の内訳

(表 8-14)

番号	内訳	平成 18 年度	平成 19 年度	備考
1	図書館使用料	3,666,000 円	2,801,000 円	駐車場収入
2	複写手数料	120,000 円	166,000 円	1 枚 10 円
3	岡山市立図書館福武基金運用利子	1,000 円	2,000 円	
4	岡山市立図書館基金運用利子	20,000 円	34,000 円	
5	私用光熱水費	169,000 円	288,000 円	

(1) 平成 18 年度の歳入予算

図書館使用料 (駐車場収入)	3,666,000 円
複写手数料 1 枚 10 円	120,000 円
岡山市立図書館福武基金運用利子	1,000 円
岡山市立図書館基金運用利子	20,000 円
私用光熱水費	169,000 円
* 図書館基金 原資	4,076,098 円
* 福武基金 原資	202,224 円

(2) 平成 19 年度の歳入予算

図書館使用料 駐車場収入	2,801,000 円
複写手数料 1 枚 10 円	166,000 円
岡山市立図書館福武基金運用利子	2,000 円
岡山市立図書館基金運用利子	34,000 円
私用光熱水費	288,000 円
* 図書館基金 原資	4,796,980 円
* 福武基金 原資	203,258 円

(3) 公立の図書館は、本来的な図書館業務に対応する対価を徴収することはできず無料であることが図書館法によって規定されているため、収入はほとんど無い。こ

の点に関連して図書館については「無料貸本屋論争」があったことは周知の事実である。

監査人としては、岡山市立図書館が一般財源で支えられていることを深く認識し、効率的な運用を実現する工夫が一層のこと必須であり、それが市民から求められていることを指摘したい。

- (4) さらに、移動図書館業務について所管課が、「行政関与の妥当性」に関して「図書館業務は無料であり、利用者数が少なくても市民の資料要求に応えることは、公共図書館だからこそできることである」と評価していることについては無料であっても、どの限度、範囲で行政が行なうかは別の問題であることは明らかなはずであるし、浜松市などでも工夫をしていることは既に説明した。